

加美町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年6月

1. 策定の背景・目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議を行ってきた。

また、平成25年12月6日付で、文部科学省、国土交通省、警察庁より、通学路の安全確保の継続的な取り組みを進めるため、定期的な合同点検の実施や実施後の対策の効果検証などの基本的な進め方や手順などを盛り込んだ「通学路の交通安全プログラム」の策定が、全国の地方自治体に対し示されたところである。

本町においては、平成24年度から、通学路の交通安全確保を推進するため、各関係機関との「合同会議」を実施し、通学路の合同点検及び危険箇所の対策を講じてきた。こうした取組を活かしながら、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うと同時に、重大事故の未然防止に向けた取組の強化が必要と考える。

このようなことから、本町の通学路における交通安全確保を継続・強化し、着実かつ効果的な取組を推進するため、取組の基本的な進め方をまとめた「加美町通学路交通安全プログラム」（以下「プログラム」という。）を策定する。

2. 加美町通学路安全対策推進会議の設置

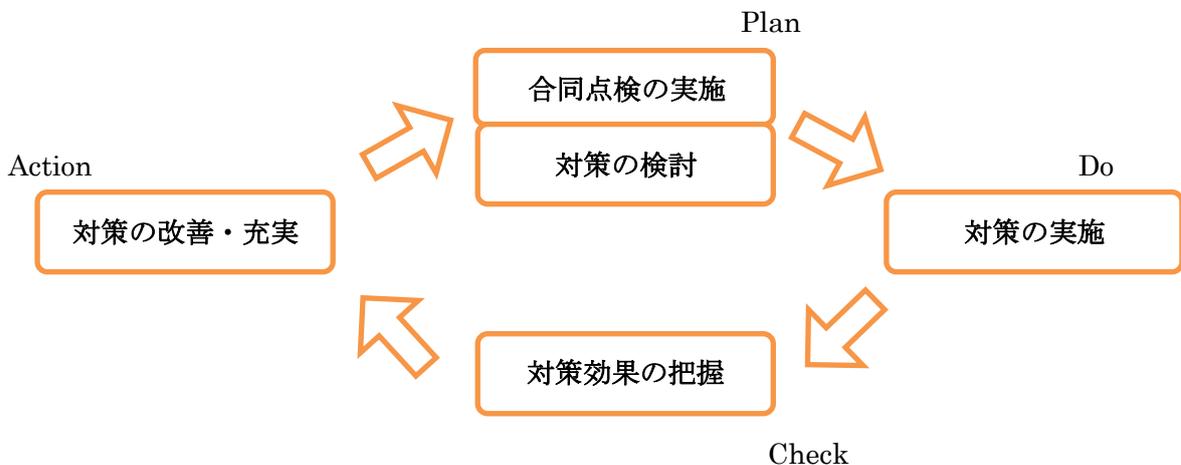
関係機関の連携を図るため、加美町通学路安全対策推進会議（以下「推進会議」という。）設置要綱により「加美町通学路安全推進会議」を設置する。本プログラムは、この会議で検討し、策定するものとする。

3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、PDCAサイクルのもと継続した合同点検と、対策実施及び対策の改善・充実を行い、通学路の安全性の向上を図る。

【通学路の安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

①合同点検の実施時期等

- ・原則年に1回実施する。
- ・実施時期は、7月～8月とする。ただし、積雪時の危険箇所の把握が必要であることから、必要に応じて冬期の実施を行うこともある。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、重点課題を設定し実施する。

②合同点検の体制

- ・小中学校ごとに、教育委員会、学校、道路管理者、警察等によるものとする。ただし、必要に応じて、町所管課、自治会、PTA等の協力を要請する。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、具体的な実施内容や時期について検討する。なお、対策については、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策に分け、適切に対応する。

(4) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているか等を確認するため、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施する。

(5) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4. 対策箇所一覧表等の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表する。